

## 令和5年度坂井市空家取得支援事業（安心R住宅）

坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の取得に要する費用の補助を行います。

**補助対象者** ※交付決定前に売買契約を締結している者は補助対象者とはなりません。

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) 次の（ア）から（ケ）に掲げる要件のいずれかの者
  - （ア）現に福井県内に住所を有していない者
  - （イ）福井県内に住所を有して2年以内の者
  - （ウ）県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合には、卒業後2年以内の者
  - （エ）自然災害により居住する住宅に被害が生じて2年を経過しない者
  - （オ）18歳になった日の属する年度の3月31日までの子供と同居している世帯の者
  - （カ）婚姻届を提出し、受理されてから2年を経過しない夫婦
  - （キ）市内に進出してから2年を経過しない企業の従業員又は地場産業に従事して2年を経過しない者
  - （ク）新たに多世帯近居(直系親族の世帯が市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住)する者。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。
  - （ケ）新たに多世帯同居(直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居)する者。直系卑属の単独世帯は除く。
- 2) 市内において、空き家（坂井市空き家情報バンクに安心R住宅として登録され、1月以上経過した一戸建て住宅）を居住するために購入する者
- 3) 全世帯員が空き家所有者と3親等以内でないこと
- 4) 市税を滞納していない者
- 5) 市内に居住可能な家屋を所有していない者
- 6) 10年以上居住する見込みのある者

### 対象となる事業

次に掲げる要件をすべて満たすこと

#### 1. 空き家の取得費（土地代は含まない）

安心R住宅に改修された空き家を取得する場合、次に掲げるいずれかの改修工事（住宅の場合は改修後の延床面積が1/2以上が住宅の用に供されるものに限る。）がされている場合は、空き家の取得費のうち工事に要した経費を加算の対象とするものとする。

- （1）空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事及び更新工事
- （2）空き家の一部を増築又は改築する工事（増築又は改築部分の床面積が既存住宅の1/2を超える工事を除く。）
- （3）（2）の工事のうち、新たに多世帯近居又は同居する者の場合、以下に該当する工事
  - ア.間取りの変更又は増築工事
  - イ.バリアフリー改修工事
    - ①手すりの設置（浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置）
    - ②段差の解消（屋外に面する出入口、浴室、屋内(浴室を除く)等における段差の解消
    - ③廊下幅等の拡張（通路、出入口等の拡張）

(4) (3) の工事のうち、以下に該当する工事は対象外とする。

ア.建築の解体、除去のみを行う工事

イ.カーテン、家具、調度品等の購入・設置

ウ.家庭用電化製品の購入・設置

エ.太陽光発電設備の設置

オ.CATV(有線放送)、電話、インターネットの接続配線工事(更新及び修繕を含む。)

カ.維持管理工事(点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理)

キ.障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等

ク.付帯建築物(車庫、倉庫等)の修繕等

2.国、県、市における他の補助制度を利用して住宅を取得する場合、その対象部分の経費は補助対象外とする。

### 補助金の額

次に掲げるとおりとする。

1. 補助対象経費の1/3(千円未満切り捨て)

1) 居住誘導区域内…100万円を限度

対象となる事業(1)、(2)の場合は100万円を限度に加算(対象工事経費の1/3)

対象となる事業(3)の場合は、さらに30万円を限度に加算(対象工事経費の1/3)

2) 居住誘導区域外…30万円を限度

対象となる事業(1)、(2)の場合は30万円を限度に加算(対象工事経費の1/3)

2. 補助金は原則として1棟につき1回

### 募集件数

居住誘導区域内…1件(先着順)

居住誘導区域外…2件(先着順)

### 申込受付期間

令和5年5月8日(月)～令和5年12月22日(金)午後5時必着

### 申込方法

移住定住推進課にある申請書に必要な書類を添えて提出してください。

(申請書は、ホームページからもダウンロードできます。)

### 提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市総合政策部 移住定住推進課 空家対策室(TEL0776-50-3036)